

2024年度（令和6年度）

# 札幌市建築物耐震化補助制度のご案内

建築物の地震に対する安全性を高め、災害に強いまちづくりを進めるために  
昭和56年5月以前に建てられた建築物の耐震化に対する取組みを支援します

## 耐震診断

補助率 **2/3**  
限度額 **150**万円

## 耐震設計・建替設計

（要緊急安全確認大規模建築物を除く※）

補助率 **2/3**  
限度額 **500**万円

## 耐震改修工事・建替工事・除却工事

（要緊急安全確認大規模建築物を除く※）

補助率 **23%**（マンションは1/3）  
限度額 **3,500**万円

## 目次

- 対象 . . . . . P1
  - 対象者（申請できる方） . . . . . P1
  - 対象となる建築物 . . . . . P1
  - 対象となる事業 . . . . . P3
- 補助金の算出方法と補助限度額 . . . P4
- 手続きの流れ . . . . . P5
- 必要書類 . . . . . P6
- 要緊急安全確認大規模建築物（対象） P8
- 要緊急安全確認大規模建築物  
（補助限度額及び手続） . . . . . P10
- その他 . . . . . P10

## 申請受付期間

2024年4月1日（月）から2024年9月27日（金）

※2025年3月14日（金）までに工事完了報告を行ってください

お問い合わせ・申請窓口



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課  
電話 011-211-2867  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所2階  
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/shindan.html>

札幌 建築物 耐震化促進事業

検索



HPはこちら



さっぽろ市  
02-M03-24-336  
R6-2-254

## ●対象者（申請できる方）

次の要件の全てに該当する方が対象です

- ・対象となる建築物の所有者  
（区分所有建築物の場合は管理組合、市民集会施設の場合は町内会等、共有物の場合は代表者）
- ・札幌市の市税を滞納していない者
- ・国、地方公共団体その他これらに準ずる団体に該当しない者
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者には該当しない者

## ●対象となる建築物

次の要件の全てに該当する札幌市内にある建築物が対象です

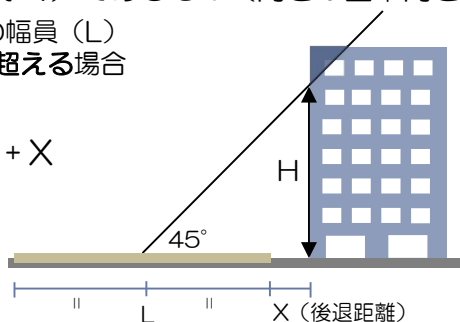
- ・昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けたもの  
（同年6月1日以降に増築等を行い、検査済証の交付を受けたものなどを除く）
- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
- ・過去にこの補助制度による補助を受けて同種の事業を実施していないもの  
（過去に耐震設計の補助を受けた場合、建替設計の補助を受けることはできませんが、耐震改修工事や建替工事、除却工事の補助を受けることは可能です）
- ・P2の＜対象用途等の要件＞に掲げる建築物（除却工事にあっては指定避難所を除く）
- ・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるもの（指定避難所を除く）
- ・耐震設計、建替設計、耐震改修工事、建替工事、除却工事を行うものにあっては、耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定され、耐震診断判定書の交付を受けたもの。

### ★1 ・地震時に通行を確保すべき道路（※）沿道の建築物の耐震改修工事・建替工事・除却工事を行うものにあっては、下記に該当するもの

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）第14条第3号に定める建築物（塀を除く）であるもの（高さが基準高さ（H）を超えるもの）

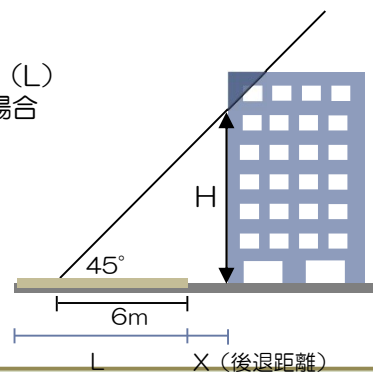
上記道路の幅員（L）  
が12mを超える場合

$$H = \frac{L}{2} + X$$



上記道路の幅員（L）  
が12m以下の場合

$$H = 6 + X$$



### ★2 ・指定避難所の耐震改修工事、建替工事を行うものにあっては、下記に該当するもの

- ・地域防災計画に位置付けられているもの
- ・工事の実施後、10年以上指定避難所として活用されるもの
- ・災害時に速やかに指定避難所として開設可能な措置が講じられているもの

### ※ 地震時に通行を確保すべき道路

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定）において、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路として位置づけられた道路のこと

札幌市の指定状況については、ホームページで公開しています  
<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/kinnkyuuyusoudouro.html>

HPはこちら→



## <対象用途等の要件>

対象建築物1 (用途)	床面積の合計	
	耐震診断・設計	工事
<b>学校施設</b>		
幼稚園又は認定こども園	(要件なし)	500㎡以上
小学校、中学校	1,000㎡以上	
高等学校	1,000㎡以上	
<b>保育所</b>		
児童福祉法第35条第4項に基づき認可された施設	(要件なし)	500㎡以上
<b>社会福祉施設</b>		
児童福祉法に規定される乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	(要件なし)	1,000㎡以上
老人福祉法に規定される養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される障害者支援施設		
<b>医療施設</b>		
病院	1,000㎡以上	
入院施設を有する診療所		
<b>マンション (共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの)</b>		
分譲マンション	1,000㎡以上	
賃貸マンション		
<b>不特定多数の者が利用する施設</b>		
劇場、映画館、演芸場、屋内観覧場、公会堂、集会場	1,000㎡以上	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店		
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗		
旅館、ホテル		
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場		
<b>対象建築物2</b>		
地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で延べ面積1,000㎡以上のもの	地震時に通行を確保すべき道路に接している敷地にあるもの	★1に該当するもの (P1参照)
指定避難所 (地域防災計画に位置づけられているもの)	—	★2に該当するもの (P1参照)

### ！ 注意 !

- ・床面積は該当する用途の部分の面積で算出します
- ・表に定める用途以外の部分がある場合、その部分が延べ面積の過半を超えるものは対象になりません

## ●対象となる事業（診断、設計、工事）

それぞれ、記載されている要件の全てに該当するものが対象です

## 耐震診断

- ・耐震診断資格者(※1)が行うもの
- ・専門機関(※2)の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受けるもの

## 耐震設計

- ・耐震診断資格者(※1)が行うもの
- ・専門機関(※2)の評定を受け、耐震設計評定書の交付を受けるもの

## 建替設計

- ・一級建築士が行い、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けるもの
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるもの
- ・原則、建替後の建築物の敷地が、建替前の建築物の敷地を含むもの
- ・建替前の建築物を除却する前に着手するもの

## 耐震改修工事

- ・工事の結果、地震に対して安全な構造となるもの（1段階目改修を除く）
- ・専門機関(※2)の評定を受けた耐震設計に基づき、建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの
- ・耐震診断資格者(※1)が工事監理を行うもの
- ・工事中に札幌市が指定する第三者機関の検査を受け、中間検査確認書の交付を受けるもの
- ・工事完了後に札幌市が指定する第三者機関の検査を受け、完了検査確認書の交付を受けるもの

## 建替工事

- ・建築基準法に基づく確認済証の交付を受けた建替設計に基づき、建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるもの
- ・建築基準法に基づく検査済証の交付を受けるもの
- ・原則、建替後の建築物の敷地が、建替前の建築物の敷地を含むもの
- ・建替前の建築物を除却する前に建替計画の策定に着手しているもの

## 除却工事

- ・建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの

## ★注意事項（耐震設計、建替設計、耐震改修工事、建替工事）

以下に該当するものは対象になりません

- ・耐震改修工事や建替工事に伴い、P2の表以外の用途に延べ面積の過半の用途を変更するもの
- ・耐震改修工事後や建替後の建築物が、P2の表に定める床面積の要件を満たさないもの
- ・沿道建築物は建替後の延べ面積が1,000㎡未満になるもの
- ・完了報告までに設計業務、工事の委託先へ支払いが完了しないもの。

## ※1 耐震診断資格者

建築士事務所に所属する一級建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に規定する者（補助対象の建築物と同じ構造種別の耐震診断資格者である必要があります）

## ※2 専門機関

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会（事務局：一般社団法人日本建築防災協会）に登録した耐震判定委員会を設置する団体

# 補助金の算出方法と補助限度額

要緊急安全確認大規模建築物についてはP8以降をご覧ください

補助対象費用に補助率を乗じた額と、補助限度額の低い方が補助金額になります

対象事業	補助対象費用 (消費税等相当額を除き、千円未満切り捨て)	補助率	補助限度額
耐震診断	①と②のうち最少額 ①耐震診断に要する費用 ②1,000㎡以内の部分の面積×3,670円/㎡ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分の面積×1,570円/㎡ 2,000㎡を超える部分の面積×1,050円/㎡ の合計額	2/3	150万円/棟
耐震設計	耐震設計に要する費用	2/3	500万円/棟
建替設計	①と②のうち最少額 ①建替設計に要する費用 ②標準設計料(※1)	2/3	500万円/棟
耐震改修工事	①と②のうち最少額 ①耐震改修工事に要する費用 ②工事前の延べ面積×基準額(※2)	23% マンション 1/3	3,500万円/件 〇段階改修の場合 <一段階目> 1,000万円/件 <二段階目> 2,500万円/件
建替工事	①と②のうち最少額 ①建替工事に要する費用 ②工事前の延べ面積×基準額(※2)	23% マンション 1/3	3,500万円/件
除却工事	①と②のうち最少額 ①除却工事に要する費用 ②工事前の延べ面積×基準額(※2)	23% マンション 1/3	3,500万円/件

## ※1 標準設計料

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）をもとに算出した額

## ※2 基準額

	マンション以外	マンション
耐震診断の結果 Is値が0.3未満相当	56,300円	55,200円
上記以外	51,200円	50,200円

## ★複数年事業の補助限度額

原則、各年度の出来高（工事の進捗状況と支払額を比較し、全体に対する割合が少ないほうを採用）に応じ毎年補助金を交付します。ただし、札幌市の予算により調整が必要な場合がありますので詳細はお問合せください。

## ★他補助制度との併用

この補助制度の目的と異なり、かつ、補助の対象が重ならない他の補助制度のみ、併用が可能です（詳細はお問合せください）



# 手続きの流れ

耐震診断      耐震設計  
                  建替設計      耐震改修工事      建替工事      除却工事

事前相談 ※必ず事前（複数年事業の場合は7月末日まで）にご相談ください

全体設計承認の手続き（複数年事業の場合）

2024年9月27日（金）まで

複数年事業の場合は、補助金交付申請の前に全体設計承認の手続きが必要になります。ただし設計業務については要緊急安全確認大規模建築物のみ複数年事業が可能となります。

要件、必要書類、手続き等の詳細につきましては別途お問い合わせください

（手続きには、要緊急安全確認大規模建築物：2か月 左記以外：2週間 程度を要します）

補助金交付申請（必要書類：P6）

2024年9月27日（金）まで

※複数年事業の場合は期限なし

申請の種類により  
2週間から2か月程度

交付決定通知

契約・着手

※必ず交付決定の後に契約してください

〈耐震診断〉  
専門機関(P3)  
による  
判定

〈耐震設計〉  
専門機関(P3)  
による  
評定

札幌市が指定する  
第三者機関による  
中間検査  
  
完了検査

〈建替工事〉  
建築基準法に  
基づく  
完了検査

〈建替設計〉  
建築基準法に  
基づく  
確認申請

完了報告（必要書類：P7）

2025年3月14日（金）まで

※複数年事業の場合で初年度及び中間年度は3月31日まで

補助金額確定通知・補助金交付

# 必要書類①

## 交付申請必要書類

### <共通必要書類>

◎：提出が必須    ○：過去にこの補助制度を活用した際提出済で、  
 当時から変更ない場合は提出不要  
 ※このほかに書類が必要になる場合があります

	必要書類（「写し」と記載のないものは原本が必要）	耐震 診断	耐震 設計	建替 設計	耐震 改修	建替 工事	除却 工事
①	補助金交付申請書【様式第1号】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②	補助金申請額算出書【様式第1号-1】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
③	個人申請者：本人確認書類の写し 法人申請者：法人の登記事項証明書（現在事項全部証明）、 <u>印鑑登録証明書</u> 法人以外の団体申請者：代表者の本人確認書類の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎
④	納税証明書（指名願）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑤	補助金振込口座確認書【様式第1号-2】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑥	預金通帳等の写し（口座や名義がわかるもの）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑦	対象となる建築物の登記事項証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑧	対象となる建築物の検査済証の写し	◎	○	○	○	○	○
⑨	事業計画書（工事の場合は工事特記仕様書）の写し	◎	◎	◎	◎	◎	—
⑩	工程表	—	◎	◎	◎	◎	◎
⑪	見積書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑫	対象となる建築物の既存図面	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑬	対象となる建築物の現況写真	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑭	工事図面	—	—	—	○	○	—
⑮	耐震診断報告書及び耐震診断判定書の写し	—	○	○	○	○	○
⑯	耐震設計報告書及び耐震設計評定書の写し	—	—	—	○	—	—
⑰	建替後の建築物に係る確認済証の写し	—	—	—	—	○	—
⑱	事業を行う建築士について、Ⅰ～Ⅲを証明する書類 Ⅰ 一級建築士であること Ⅱ 建築士事務所に所属していること Ⅲ Ⅱの建築士事務所が建築士事務所の登録を受けていること	◎	◎	◎	◎	◎	—
⑲	事業を行う建築士が耐震診断資格者であることを証する書類	◎	◎	—	◎	—	—
⑳	工事施工業者が、建設業の許可を受けていることを証する書類	—	—	—	◎	◎	◎
㉑	建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類	—	—	—	—	◎	—

### <追加必要書類：区分所有建築物・市民集会施設等>

㉒	事業の実施に合意がある旨の申出書【様式第1号-3】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
㉓	事業の合意についての集会等の議事録等の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎

### <追加必要書類：地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物>

㉔	耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物であることを証する書類	—	—	—	◎	◎	◎
---	----------------------------------	---	---	---	---	---	---

### <追加必要書類：指定避難所>

㉕	誓約書【様式第1号-4】	—	—	—	◎	◎	
㉖	災害時に速やかに指定避難所として開設可能となる人員配備体制が確認できる書類	—	—	—	◎	◎	

# 必要書類②

## 完了報告必要書類

◎：提出が必須

※このほかに書類が必要になる場合があります

### <共通必要書類>

	必要書類（「写し」と記載のないものは原本が必要）	耐震 診断	耐震 設計	建替 設計	耐震 改修	建替 工事	除却 工事
①	完了報告書【様式第9号】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②	契約書の写し (※10)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
③	領収書の写し (※11)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
④	実施した事業の報告書の写し (※12)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑤	第三者による検査等の書類の写し (※13)	◎	◎	◎	◎	◎	—
⑥	工事写真（④に含まれる場合は省略可）	—	—	—	◎	◎	◎
⑦	金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる書類の写し (※14)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
⑧	既存建築物の閉鎖事項証明書又は滅失登記の登記完了証の写し	—	—	—	—	◎	◎

### <必要書類の提出に関する注意事項>

- (※1) ・本人確認書類は、運転免許証など  
・登記事項証明書、印鑑登録証明書は発行から3か月以内のもの
- (※2) ・申請年度に交付されたもの（札幌市役所2階税の証明窓口又は各市税事務所で交付）  
・法人格がない団体など本市に納税義務がない場合はその旨の申出書
- (※3) ・発行から3か月以内のもの（登記情報提供サービスは不可）
- (※4) ・台帳記載事項証明（検査済証交付証明書）も可
- (※5) ・事業を行う建築士事務所又は施工業者が発行し、代表者印が押印されているもの  
・事業計画書又は工事図面に記載された項目の積算内訳が記載されたもの  
・補助対象部分とそれ以外の部分の金額が明確に区分されているもの
- (※6) ・位置図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、面積表  
（事業の対象部分、他の用途との併用部分等がわかるよう示しているもの）
- (※7) ・外観2面以上、カラー、L判程度
- (※8) ・補助対象と補助対象外の部分がわかるよう示しているもの  
・耐震改修工事の場合は、意匠図、構造図、設備図等補助対象となる耐震改修工事の内容が分かるもの  
・建替工事の場合は建替後の建築物の位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表等
- (※9) ・段階的耐震改修工事を実施する場合は、1段階目及び2段階目に係るもの
- (※10) ・複数年度事業の場合は各年度の支払額が確認できるもの
- (※11) ・複数年度事業の場合は当該年度の支払額が確認できるもの
- (※12) ・耐震診断の場合は耐震診断報告書等  
・耐震設計の場合は耐震改修計画書等（図面、計算書を含む） ・建替設計の場合は建替後の図面等  
・耐震改修工事及び建替工事の場合は工事報告書、工事監理報告書等  
・除却工事の場合は工事報告書等  
・複数年事業の場合は出来高が確認できる実施工程表（その年度の出来高が確認できるもの）
- (※13) ・耐震診断の場合は耐震診断判定書  
・耐震設計の場合は耐震設計評定書  
・建替設計の場合は確認済証及び建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類  
・耐震改修工事の場合は中間検査確認書及び完了検査確認書  
・建替工事の場合は検査済証（複数年工事の場合は最終年度のみ）
- (※14) ・送金伝票、振込受付書、振込明細書など、また手形を使用する場合は手形の写し及び受取人の現金受取りを証する書類（複数年工事の最終年度は支払期日を完了報告期限以前としたものに限る）



# 要緊急安全確認大規模建築物（対象①）

平成25年に改正された耐震改修促進法に基づき、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物のうち、下表に掲げる用途、規模に該当するものは、地震に対する安全性を緊急に確認する必要がある「**要緊急安全確認大規模建築物**」となり、札幌市内の該当建築物とその耐震診断結果をホームページで公表しています

これらの建築物については、耐震化がより一層進むよう補助金額を増額しています

## <要緊急安全確認大規模建築物の用途・規模>

用途	階数	面積
<b>不特定多数の者が利用する大規模建築物</b>		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上	5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3以上	5,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、鑑賞場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
<b>避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物</b>		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	2以上	1,500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	2以上	3,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2以上	5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
<b>危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等</b>		
一定量以上の危険物を扱う貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	1以上	5,000㎡以上

# 要緊急安全確認大規模建築物（対象②）

## ●対象者（申請できる方）

次の要件の全てに該当する方が対象です

- ・対象となる建築物の所有者（区分所有建築物の場合は管理組合、共有物の場合は代表者）
- ・札幌市の市税を滞納していない者
- ・国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体に該当しない者
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者には該当しない者

## ●対象となる建築物

次の要件の全てに該当する要緊急安全確認大規模建築物が対象です

- ・耐震改修促進法の規定に基づき、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると札幌市に報告されたもの
- ・平成28年3月31日までに札幌市から耐震診断結果報告済証明書の交付を受けたもの
- ・建築基準法第6条の規定に定める建築基準関係規定に適合しているもの
- ・過去にこの補助制度による補助を受けて同種の事業を実施していないもの  
（過去に耐震診断の補助を受けた場合、建替設計の補助を受けることはできませんが、耐震改修工事や建替工事の補助を受けることは可能です）

## ●対象となる事業（設計、工事）

それぞれ、記載されている要件の全てに該当するものが対象です（耐震診断は対象となりません）

### 耐震設計

- ・耐震診断資格者(P3※1)が行うもの
- ・専門機関(P3※2)の評定を受け、耐震設計評定書の交付を受けるもの

### 建替設計

- ・一級建築士が行い、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けるもの
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるもの
- ・原則、建替後の建築物の敷地が、建替前の建築物の敷地を含むもの
- ・建替前の建築物を除却する前に着手するもの

### 耐震改修工事

- ・工事の結果、地震に対して安全な構造となるもの（1段階目改修を除く）
- ・専門機関(P3※2)の評定を受けた耐震設計に基づき、建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの
- ・耐震診断資格者(P3※1)が工事監理を行うもの
- ・工事中に札幌市が指定する第三者機関の検査を受け、中間検査確認書の交付を受けるもの
- ・工事完了後に札幌市が指定する第三者機関の検査を受け、完了検査確認書の交付を受けるもの

### 建替工事

- ・建築基準法に基づく確認済証の交付を受けた建替設計に基づき、建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの
- ・建築基準法に基づく検査済証の交付を受けるもの
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合させるもの
- ・原則、建替後の建築物の敷地が、建替前の建築物の敷地を含むもの
- ・建替前の建築物を除却する前に建替計画の策定に着手しているもの

### 除却工事

- ・建設業の許可を受けた施工業者が工事を行うもの

## ★注意事項

以下に該当するものは対象になりません

- ・耐震改修工事や建替工事に伴い、P8の表以外の用途に延べ面積の過半の用途を変更するもの
- ・耐震改修工事後や建替後の建築物の用途(P8の表に掲げるもの)が、P2の表に定める床面積等の要件を満たさないもの

# 要緊急安全確認大規模建築物（補助限度額及び手続き）

## ●補助対象費用及び補助限度額

補助対象費用に補助率を乗じた額と、補助限度額の低い方が補助金額1になります  
**補助金額1と補助金額2の合計額が補助金の合計額になります**

対象事業	補助対象費用 (消費税等相当額を除き、 千円未満切り捨て)	補助金額1		補助金額2
		補助率	補助限度額	補助率
耐震設計	耐震設計に要する費用	2/3	500万円/棟	$\frac{1}{3} - \frac{a}{4}$ ※ a = $\frac{\text{補助金額1}}{\text{補助対象費用}}$
建替設計	①と②のうち最少額 ①建替設計に要する費用 ②標準設計料(P4※1)	2/3	500万円/棟	
耐震改修工事	①と②のうち最少額 ①耐震改修工事に要する費用 ②工事前の延べ面積 × 基準額(P4※2)	23%	2億円/件 ○段階改修の場合 <一段階目> 5,000万円/件 <二段階目> 1億5,000万円/件	$0.115 + \frac{31}{69} a$ ※ a = $\frac{\text{補助金額1}}{\text{補助対象費用}}$
建替工事	①と②のうち最少額 ①建替工事に要する費用 ②工事前の延べ面積 × 基準額(P4※2)	23%	2億円/件	
除却工事	①と②のうち最少額 ①除却工事に要する費用 ②工事前の延べ面積 × 基準額(P4※2)	23%	2億円/件	

補助金額1 + 補助金額2  
= 補助金合計額

## ●手続きの流れ

- 概要についてはP5をご覧ください
- 複数年事業は、別途国に申請を行う必要があります
- 詳細はお問合わせください

## ●必要書類

- 概要についてはP6～P7をご覧ください
- このほかに書類が必要になる場合があります
- 詳細はお問合わせください

### ★他補助制度との併用

この補助制度の目的と異なり、かつ、補助の対象が重ならない他の補助制度のみ、併用が可能です  
 (詳細はお問合わせください)

## その他

### 耐震化に関する無料相談窓口

北海道建築士事務所協会札幌支部では、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震化に関する相談を受けています  
 電話で日程を調整し、建築物の概要が分かる写真や図面などをご用意の上ご相談ください

場所：札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階  
 電話：(011) 790-8802

## ●よくあるお問い合わせ

**Q1**事務所は「不特定多数の者が利用する建築物」として補助対象になりますか

**A1**なりません

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物に該当し、P1～2の要件に該当する場合は補助対象となり得ます

**Q2**昭和56年5月31日以前に新築工事に着手し、昭和56年6月1日以降に増築している建築物は補助対象になりますか

**A2**昭和56年5月31日以前に工事着手した部分と、昭和56年6月1日以降に増築した部分が、エキスパンションジョイント等により構造的に別とみなせる場合は、昭和56年5月31日以前に工事着手した部分のみ補助対象となり得ます

**Q3**工事完了後、用途の変更や取り壊しなどを行う場合の制限はありますか

**A3**補助金の交付後10年間は補助金の対象となる用途以外への用途変更や解体はできません。当該用途変更や解体が判明した場合、補助金の返還を命じることがあります。

**Q4**補助金を申請し、補助金交付決定後に決定を受けた事業を取り止める場合、ペナルティーはありますか

**A4**ペナルティーはありません。ただし、複数年度事業のうち、各年度の出来高に応じた補助金を既に受領している場合は、補助金の返還が必要になる場合があります

**Q5**昭和56年5月31日以前に新築工事に着工し、階数が3以上、床面積の合計が5,000㎡以上の事務所をホテルに用途変更した場合、要緊急安全確認大規模建築物になりますか

**A5**なりません

要緊急安全確認大規模建築物であるかどうかは、耐震診断結果の報告期限であった、平成27年12月31日の時点で判断され、既に確定しています

**Q6**基本設計と実施設計を行う場合、実施設計のみ補助金を申請することは可能ですか

**A6**基本設計と実施設計を別契約とし、交付決定通知の後に実施設計の契約を行う場合は可能です

**Q7**設計後すぐに工事に着手したいので、設計と工事の補助金を同時に申請することは可能ですか

**A7**同時に申請することはできません

ただし、設計の完了報告の手続き前に工事の申請が可能な場合があります（詳細はお問合せください）

**Q8**建替設計と並行して建築物の解体を行う場合に、建替工事は補助対象になりますか

**A8**建築物の解体前に建替計画に着手している場合は、補助対象になり得ます（写真や図面等、計画の着手時期や解体の前後の状況が分かる書類が必要です）ただし、解体工事と建替（新築）工事は別契約とし、補助金交付決定後に建替工事の契約を行う必要があります